

独立行政法人農林漁業信用基金の
中期目標期間（平成30年度～令和4年度）
に見込まれる業務の実績に関する評価書

財務省
農林水産省

様式１－１－１　中期目標管理法　見込評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			
評価対象事業年度	年度評価	第４期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）		
	中期目標期間	平成３０～令和４年度		

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長　中尾　学
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長　坂本　延久
主務大臣		財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長　　　　　福島　秀生
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長　原田　佳典

３．評価の実施に関する事項	
・ ７月２５日：第４期中期目標期間に見込まれる法人の業務実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング	
・ ７月２８日：第４期中期目標期間に見込まれる法人の業務実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取	

４．その他評価に関する重要事項	
・ 該当なし	

様式 1－1－2 農林漁業信用基金 見込評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 （S、A、B、C、D）	A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	（参考：見込評価）
評価に至った理由	項目別評価は39項目のうち、Aが15項目、Bが20項目、評価の対象外が4項目となっており、全体として所期の目標を上回る取組を行っている。 また、全体の評価引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づきAとした。	

2. 法人全体に対する評価		
法人全体の評価	定量的指標による評価項目については各目標値の達成度合が全て120%以上となるとともに、定性的な評価項目については、例えば、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会が行う求償活動への助成事業を実施するなど、各業務において、法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られることにより、全体として、所期の目標を上回る水準の取組を行っているとして評価する。 また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。	
全体の評価を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など		
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし	
その他改善事項	該当なし	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし	

4. その他事項		
監事等からの意見	特になし	
その他特記事項	・昨年に引き続き、独法評価有識者会議農林漁業信用基金部会の有識者より、一部の定量的な目標設定（第2－1）について、法人に必要な業務を抑制することがないよう、次期中期目標を設定する際に必要な見直しを行うべきであるとの意見が出された。 ・独法評価有識者会議農林漁業信用基金部会に諮った評価案のうち、有識者全員の意見を踏まえて、「B」評価を「A」評価とした小項目（第1－2－(6)）があった。	

見込評価 項目別評定総括表（主務大臣評価）

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調査No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込 評価	期間実 績評価		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		B	B	B	B		A			
1 農業信用保険業務	農業信用保険業務	B	B	B	B		A		第1-1	P1
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組【重要度：高】	B○	B○重	B○重	B○重		B○重		第1-1-(1)	P3
	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	A○重	B○重	B○重		A○重		第1-1-(2)	P6
	(3) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A		A		第1-1-(3)	P10
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A		A		第1-1-(4)	P14
	(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B		B		第1-1-(5)	P16
	(6) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	A		A		第1-1-(6)	P18
	2 林業信用保証業務	B	B	B	A		A		第1-2	P21
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	B	B	B	B		B		第1-2-(1)	P23
	(2) 適切な保証料率の設定【重要度：高】	B○	B○重	B○重	A○重		A○重		第1-2-(2)	P26
	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	B	B	B	A		A		第1-2-(3)	P29
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	B	B		B		第1-2-(4)	P31
	(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B		B		第1-2-(5)	P33
	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	B	B	B	A		A		第1-2-(6)	P35
	(7) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B		B		第1-2-(7)	P37
3 漁業信用保険業務	漁業信用保険業務	B	B	A	B		A		第1-3	P39
	(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	B○重	A○重	B○重		A○重		第1-3-(1)	P41
	(2) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A		A		第1-3-(2)	P43
	(3) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A		A		第1-3-(3)	P46
	(4) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B		B		第1-3-(4)	P48
	(5) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B		B		第1-3-(5)	P50
4 農業保険関係業務	農業保険関係業務	B	B	B	B		B		第1-4	P52
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B		B		第1-4-(1)	P54
	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	B	B	B	－		B		第1-4-(2)	P56
5 漁業災害補償関係業務	漁業災害補償関係業務	B	B	A	A		A		第1-5	P58
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B		B		第1-5-(1)	P60
	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	－	－	A	A		A		第1-5-(2)	P62

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調査No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込 評価	期間実 績評価		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		B	B	B	B		A			
1 事業の効率化（平成29年度対比5 %以上の事業費の削減）	事業の効率化（平成29年度対比5 %以上の事業費の削減）	B	B	B	B		A		第2-1	P64
	2 経費支出の抑制（平成29年度対比20 %以上の一般管理費の抑制）	B	B	B	B		A		第2-2	P67
	3 調達方式の適正化	B	B	B	A		A		第2-3	P69
	4 電子化の推進	B	B	B	B		B		第2-4	P71
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		B	B	B	B		B			
1 財務運営の適正化	財務運営の適正化	B	B	B	B		B		第3-1	P73
	2 予算（人件費の見積りを含む。）・収支計画及び資金計画	B	B	B	B		B		第3-2	P76
	3 決算情報・セグメント情報の開示	B	B	B	B		B		第3-3	P79
	4 長期借入金の条件	－	－	－	－		－		第3-4	P80
	5 短期借入金の限度額	－	－	B	B		B		第3-5	P81
	6 不要財産の処分に関する計画	－	－	B	B		B		第3-6	P83
	7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	－	－	－	－		－		第3-7	P85
	8 剰余金の使途	－	－	－	－		－		第3-8	P86
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		B	B	B	B		B			
1 施設及び設備に関する計画	施設及び設備に関する計画	－	－	－	－		－		第4-1	P87
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	B		B		第4-2	P88
	3 積立金の処分に関する事項	B	B	B	B		B		第4-3	P91
	4 その他中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B	A		A		第4-4	P93
	(1) ガバナンスの高度化	B	B	B	A		A		第4-4-(1)	P95
	(2) 情報セキュリティ対策	B	B	B	B		B		第4-4-(2)	P98
別紙	1. 中期計画の予算等（平成30年度～令和4年度）	2. 業務収支（平成30年度～令和4年度）								

（注1）評価は、「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価である。「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量化評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

（注2）重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付している。

（注3）第1の評定については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、4項目でA、1項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む3つの中項目のうち、3項目ともAとなったため、Aとした。
（4項目×3点+1項目×2点+3項目×3点）／（5項目×2点+3項目×2点）=143.75 %
第2の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、3項目でA、1項目でBとなったため、Bとした。（3項目×3点+1項目×2点）／（4項目×2点）=137.5 %
第3の評定については、当該大項目を構成する8つの中項目のうち、実績のない3項目を除き、5項目でBとなったため、Bとした。（5項目×2点）／（5項目×2点）=100 %
第4の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち実績のない1項目を除き、1項目でA、2項目でBとなったため、Bとした。（1項目×3点+2項目×2点+3項目×2点+2項目×2点）=116.7 %
法人の総合評価については、大項目4つのうち、2項目でA、2項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む1つの大項目がAであったため、Aとした。（2項目×3点+2項目×2点+1項目×3点）／（4項目×2点+1項目×2点）=130 %
※評価基準に基づき算定。

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	農業信用保険業務

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
農業信用保険業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	(第1-1-(1) 参照)	予算額（千円）	27,216,555	25,905,763	26,421,390	26,252,062
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1-1-(2) 参照)	決算額（千円）	21,652,333	21,755,048	21,563,897	21,682,207
(3) 保険事故率の低減に向けた取組	(第1-1-(3) 参照)	経常費用（千円）	3,219,733	3,270,132	8,025,262	3,468,216
(4) 求償権の管理・回収の取組	(第1-1-(4) 参照)	経常収支（千円）	2,804,602	3,156,208	△3,080,202	1,613,911
(5) 利用者のニーズの反映等	(第1-1-(5) 参照)	行政コスト（注）（千円）	△2,764,435	3,270,175	8,026,770	3,468,216
(6) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1-1-(6) 参照)	従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価			
中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価	
		業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-1-(1) 参照) (2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-1-(2) 参照) (3) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-1-(3) 参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-1-(4) 参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-1-(5) 参照) (6) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-1-(6) 参照)	第1-1-(1)～(6)を参照。	同左	評定：A 4項目についてA、2項目についてBとしたことから、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	A

< 評価に至った理由 >

6つの小項目のうち、4項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）の、1項目（（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）でA、1項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組）でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。

$(4 \text{ 項目} \times 3 \text{ 点} + 2 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点} + 1 \text{ 項目} \times 3 \text{ 点} + 1 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) / (6 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点} + 2 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) = 131.3\%$

※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。

< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 >

-

< その他事項 >

-

5. その他参考情報

-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-1(1)	農業信用保険業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数	－	のべ252機関 期中増19機関	のべ267機関 期中増17機関	のべ272機関 期中増7機関	のべ275機関 期中増5機関	のべ277機関 期中増5機関		
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	－							
農業団体等関係機関との意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回		
銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換		16回	30回	14回	2回	2回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合	<主な定量的指標> なし <その他の指標> - 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 - 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 - 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 - 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数 <評価の視点> 農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農	<主要な業務実績> - 制度の普及推進・利用促進のため、基金協会とともに、融資機関等への説明を48回（平成30年度～令和3年度累計）実施したほか、農業団体等関係機関への説明を21回（平成30年度～令和3年度累計）実施し、幅広く意見交換を行った。 - 令和元年度の融資機関等への説明では、制度の利用促進に一層の効果が出るよう、融資機関向け動向調査の実施により、説明相手方を農業融資への関心を示す融資機関に重点化したほか、内容面の充実を図り、制度説明のみならず、各地域の融資機関による農業融資の取組や、審査のポイント、保険事故の事例など、幅広い情報交換を実施した。 - なお、令和2年度及び3年度においては、コロナ禍のため直接融資機関を訪問しての説明はできなかったが、融資機関からの照会に対する説明資料の送付やウェブ会議等の現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用して、コロナ禍においても基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進が図られるよう取り組み、基金協会が主催した県下融資機関等を対象としたウェブ会議に出席し、制度説明を行った。 - この他、基金協会の創意工夫による普及推進等の活動を促進するため、基金の助成事業の見直しを以下のとおり行い、見直しを行った助成事業に基づく助成を、令和2年度から行っている。 - 制度の普及推進・利用促進には、 ① 基金自身の取組だけではなく、各都道府県の現場で利用者と直接に接する基金協会の活動が重要であること、	<自己評価> 評定：B 制度の普及推進・利用促進のため、基金協会とともに、融資機関や農業団体等関係機関への説明を実施し、幅広く意見交換を行った。 現中期目標期間の初年度である平成30年度の取組を踏まえ、農業融資への関心を示す融資機関に重点化するなど、制度の利用促進に一層の効果が出るよう改善した。 コロナ禍において、ウェブ会議システムを活用するなどして基金協会と一体となって制度の普及推

等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数（平成28年度末までの実績：のべ234機関） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（意見交換回数等） <想定される外部要因> ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結するものであることや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 ・ 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになっていくことから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。	等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数	業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進しているか	② 基金協会側からの要請があることを踏まえ、従前からの助成事業を拡充等することとしたものである。 ・ 具体的には、各基金協会が行う普及推進等のための活動に要する経費（例えば、訪問に要する移動経費、パンフレット・ホームページの作成経費など）に対し、幅広く助成対象にするとともに、債務保証の引受実績等に応じて助成を行うなど、基金協会がそれぞれの実態等に応じて柔軟に活動を展開できるようにしたところ。 ・ 近年、基金協会は、低金利下での運用益の減少等による財政面での制約等から、十分な活動が行えない状況にあるが、本助成事業により、今後、各基金協会は、より積極的に普及活動等が展開できるようになることから、制度の利用促進に大きく貢献しうものと考えている。 ○ 保証契約の締結状況については、平成30年度から令和3年度までの累計で、のべ30基金協会において、新たに34融資機関と保証契約を締結したところ。（令和3年度末時点でのべ277融資機関と契約。）	進・利用促進を図るため、基金協会の取組予定を把握し、融資機関等に対して制度の説明を行った。基金協会の創意工夫による普及推進等の活動を促すため、助成事業の見直しを行った。 以上のとおり、中期目標を達成すると見込まれることから、Bとする。 <課題と対応> —
--	---	---	--	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(2)	農業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標		指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）									
特定 資金	農業経営改善資金	－	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	
	農業経営維持資金	－	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.34%	年0.34%	年0.34%	
農業施設資金		－	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.22%	年0.18%	年0.18%	年0.18%	
農業運転資金		－	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	
農家経済安定施設資金		－	年0.11%	年0.11%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	
農家生活改善資金		－	年0.26%	年0.26%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	

（注）上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 ＜目標水準の考え方＞ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 信用リスクに応じた保証・ 保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）に	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検は行われているか 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の導入に向けた取組は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか	＜主要な業務実績＞ ア 適切な水準の保険料率の設定 ○ 下記のとおり、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態を踏まえ料率算定委員会等における点検等を行い、リスクを勘案した適切な水準の保険料率を設定した。 i) 料率算定委員会を毎年度開催し、保険料率水準の点検及び見直しの検討を実施した。その結果は以下のとおり。 ○ 平成30年度の料率算定委員会（平成30年12月開催）の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果 - 農業経営改善資金及び農業経営維持資金については、収支均衡が見通される理論値（以下「収支均衡料率」という。）が現行保険料率を上回っているが、資金の政策性等を踏まえて、据置き。 - 農業運転資金については、収支均衡料率と現行保険料率が同水準であることから、据置き。 - 農業施設資金、農家経済安定施設資金及び農家生活改善資金については、収支均衡料率が現行保険料率を下回っており、資金全体の収支均衡料率との差が約2割であることから、約2割の引下げ。 b 優遇料率（※1）及び災害特例保険料率（※2）についての検証 ① 優遇料率については、その適用による保険料収入減に係る負担が今後増加していくことが見込まれるため、借入者の信用リスクに応じた保険料率を速	＜自己評価＞ 評定：A 保険料率算定委員会等において、毎年度、保険料率水準の点検等を行い、平成31年3月及び令和2年3月に業務方法書の認可を受け、保険料率の改正を行った。 借入者のデフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率の設定については、借入者すべての財務データが揃えられ、デフォルト率の算定が可能であり、同一資金における公平性が確保される農業近

施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 <目標水準の考え方> ・ デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ（財務データ、デフォルトデータ等）の蓄積が必要であり、取組を開始した平成27年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。 <想定される外部要因> ・ 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 ・ 信用リスク評価の精緻化に	よる保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、取組を開始した平成27年度から蓄積された借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。		やかに導入して、これに代替えさせるべき、 ② 災害特例保険料率については、基金協会が行う保証料率の引下げ幅に応じて変動させ、また、激甚災害以外の災害にも適用する、との結果となったことから、①優遇料率については令和2年4月から廃止、②災害特例保険料率については平成31年4月から基金協会が行う保証料率の引下げ幅等に応じて変動させるとともに激甚災害以外の災害にも適用することとした。 （※1）直近3期分の決算書等のデータを基にしてスコアリングを行い、一定の要件を満たす者を対象に適用。 （※2）激甚災害等の被災農業者が農業経営の再建を図る場合に適用。 ○ 令和元年度の料率算定委員会（令和元年11月及び2年1月開催）の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果（令和元年11月） 令和2年度からの信用リスクに応じた保険料率の導入に向け、基金協会を交えた議論の結果、 ① 農業近代化資金等について、デフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率を導入し、保険料率区分を低・中・高の3区分とする、 ② 農業施設資金及び農業運転資金について、現行の平均適用料率より0.02%引下げる 等との合意が得られた。 当該合意に沿って設定する新たな保険料率の水準は、元年度理論値と近似値であり適当。 b 保険料率水準の点検結果等（令和2年1月） ・ 農業運転資金のうち家畜等購入育成資金は、近年事故率が低くなっていることを踏まえ、保証保険全体の収支均衡へ影響を及ぼさない範囲で、かつ、最も低位の料率とすることが適当。 ・ 融資保険については、従来の取扱いどおりとすることが適当。 ・ 住宅ローンと目的型ローン等との併せ貸し資金（※3）については、住宅ローン中心の貸付金であることから、住宅ローン単体の保険料率と同じ農家経済安定施設資金の保険料率を引き続き適用していくことは差し支えない。 （※3）他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換資金を、住宅の新築、購入、借換資金等の借入と併せて貸し付ける資金をいう。 ○ 令和2年度の料率算定委員会（令和2年12月開催）の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果 資金全体の現行保険料率（0.16%）と収支均衡料率（0.15%）が近似値であり、また、制度全体の安定性の観点から、現行保険料率で据え置くことが適当。 b 今後の課題として整理した事項 ・ 公庫転貸資金の大宗を占めるスーパーL資金は農業近代化資金より事故率が高く、青年等就農資金も相当事故率が高いことから、今後事故率の状況によっては、必要に応じて、独立した区分の保険料率を設定することも検討する。 ・ 個人向け住宅ローンの複数段階の保険料率設定に向けた検討については、全国統一保証審査システムの中でリスク計量化モデルが構築されることを待って検討することが適当。	代化資金等3資金について、中期目標で指示されている期限より2年前倒しし、令和2年度から導入した。これに伴い、基金の農業保証保険システムを改修して、導入以降に引き受けた全案件に適用した。 また、適切な貸付金利については、市中金利等を考慮し、日本銀行が公表する預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率に設定した。以上のとおり、信用リスクに応じた保険料率の設定について、2年以上早く導入し、また、これに係るシステム改修も実施しているため、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> 令和2年度及び3年度の料率算定委員会で課題と整理した事項については、次期中期目標期間において、各資金においてバランスのとれたより望ましい保険料率の設定を考えていきたい。
--	---	--	---	--

による保証・保険料率の設定の取組は、農業者等の経営努力を保証・保険料に反映するためのものであり、農業者等の自主性と創意工夫を活かした経営改善の取組を支援する重要なものであるため。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。			○ 令和3年度の料率算定委員会（令和3年12月開催）の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果 資金全体の現行保険料率（0.16％）と収支均衡料率（0.16％）が一致していることから、現行保険料率で据え置くことが適当。 b 今後の課題として整理した事項 ・ 信用リスクに応じた保険料率 「信用リスクに応じた保険料率」については、結果として料率のバランスが崩れる形となっており、このような料率体系を維持し続けることは、保険設計として望ましいものとは言えず、次の中期目標期間以降、より望ましい料率設定のあり方を検討する必要。 ・ 生活資金の保険料率 生活資金については、保険料率の引き下げを求める基金協会からの強い意見があり、今後の農業資金の保険料率の検討とセットで生活資金の料率検討を行う必要。 ・ 公庫転貸資金 公庫資金については、公庫が直接貸し付ければ保証料が不要であるにもかかわらず、ＪＡ等による転貸として基金協会保証とすることにより農業者に保証料負担が発生する構造となっているが、政策資金制度のあり方としてこれで良いのか。 ・ 銀行等案件 銀行等の融資案件については、ＪＡ系統の融資案件に比べて事故率も相当高くなっている。 今後とも銀行等民間金融機関を含めて制度を安定的に活用することができるようしていくため、事故事例の分析等を通じて、なぜ事故率が高いのか、どうすれば事故率をＪＡ系統の融資案件の水準まで引き下げていくことができるのか、などについて分析、検証していく必要。 ii）上記の料率算定委員会の結果については、農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html ○ 平成30年度及び令和元年度に行った保険料率の見直しは、以上の各委員会での議論を経た上で、平成31年3月20日及び令和2年3月25日にそれぞれ、これらを反映した改正業務方法書に対する主務省の認可を受け確定した。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率 ○ 借入者のデフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率の設定については、借入者のすべての財務データが揃えられ、デフォルト率の算定が可能であり、同一資金における公平性が確保される農業近代化資金等3資金（※）について、中期目標で指示されている期限より2年前倒しし、令和2年度から導入した。 ※ 農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（農業改良資金及び青年等就農資金を除く）並びに農業経営改善促進資金の3資金。	
--	--	--	---	--

			○ なお、中期目標では、平成27年度から蓄積した与信データを基にした取組が定められているが、平成30年度までに蓄積された借入者の与信データに基づくシステム構築の可否を、システム開発業者4社に確認したところ、これまでに蓄積したデータだけではすべての農業者を網羅するモデルは構築できないとの見解が示された。これを受け、目標期間中に信用リスクに応じた料率の設計が着実に実現できるよう、基金協会や主務省と協議しながら、迅速に対応方向を見直し、上記の3資金についての導入を決定したところ。 ○ 上記について、令和2年1月に開催したリスク管理委員会及び3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html ウ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、適切な保険料率の設定に資する取組として、借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入について、中期目標において指示した期限よりも早期に導入し（2年前倒して令和元年度に導入、2年度より適用中）、4年度も継続見込である。 このことにより、農業者の負担する保険料率の軽減効果が早期に発現しており、所期の目標を大きく上回って達成したと認められることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(3)	農業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	－	1,755,368	402,440	820,102	1,212,829	1,593,063		
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み) (百万円)	－	668	3	60	289	594		
保険事故率 (②÷①×保 険てん補率)	中期目標期間中 の保険事故率： 0.15%以下	0.05%	0.00%	0.01%	0.03%	0.05%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、期中管理等の取組は行われている	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和3年度までの4年間の事故率は0.05%であり、現時点で定量的指標（0.15%以下）を達成している。 ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議465件（平成30年度～令和3年度累計） ・ 大口保険引受案件の事前協議1,029件（平成30年度～令和3年度累計）の全件 ・ 大口保険金請求案件の事前協議33件（平成30年度～令和3年度累計）の全件 ○ 研修会の実施 基金協会の保証審査能力の向上に資するため、平成30年8月及び令和元年9月に基金協会向けの研修会を開催した。なお、令和2年度以降は、コロナ禍のため開催を中止した。 ○ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議の見直し 基金協会との保証要綱等の協議について、令和2年4月から、①全国統一の融資要綱における最終償還時年齢や貸付上限額等の条件と同一（条件を強化する場合を含む。）、②各保証要綱等の表記の統一、③大勢に影響のない表記の変更等の場合は、協議ではなく通知による処理とし、基金協会の事務負担を軽減することにより、保証引受審査についてメリハリをつけて、厳格な審査が必要な案件に集中しつつ、迅速化を図り、保険事故率が抑制されるよう措置した。 ○ 大口保険引受案件の事前協議の対象範囲の見直し 大口保険引受案件の事前協議の対象範囲について、事前協議の定着状況、事故率	<自己評価> 評定：A 中期目標期間中の保険事故率は、令和3年度末で0.05%であり、定量的指標（0.15%以下）を達成する見込みである。 保険事故率が抑制されるよう、基金協会との事前協議等を確実に実施したほか、部分保証等の効果検証や、要管理先案件等について基金協会等と連携して状況把握を行った。 これらに加えて、基金協会に対し、事故率の低減に向けた取組への助成事業を令和2年度から実施することとし、基金協会が、より柔軟かつ

要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近5年の平均実績：0.15%） <想定される外部要因> 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下		等を考慮し、また、審査の迅速化に資するよう、以下の見直しを実施した。 - 平成30年10月から、近代化資金等について、引受後保険価額残高1億円から2億円に引き上げた。 - 令和元年8月から公庫資金（負債整理関係資金を除く）について、近代化資金等と合算で引受後保険価額残高5千万円から2億円に引き上げた。 - 令和2年4月から事故の発生するリスクが極めて低い状況にある肉用牛の肥育素牛導入育成資金については、所要の財務条件を満たす案件は事前協議対象外とし、事業性資金ではない農家住宅資金及び生活資金についても事前協議の対象外とした。 ○ 大口保険引受案件の事前協議の見直し 農業者の経営構造が変化し、農業者数の大幅な減少により、小規模農業者からの引受が減る一方で、大規模化した農業者からの高額引受案件が増加し、結果として、保険としてのリスク分散が、以前より難しくなっていること等を踏まえ、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生に一定の効果を発揮している基金協会との大口保険引受の事前協議について、その審査に当たって適用する「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」を策定し、経営・財務状況に着目した審査を充実させることとし、令和4年4月1日からの大口保険引受の事前協議に適用することとした。 ○ 大口保険金請求案件の事前協議の見直し 平成30年10月より、保険金支払の適切性を確保するため、大口保険金請求案件の事前協議について、設備資金の使途を確認するための疎明書類（領収書の写し、振込依頼書の写し等）により信用基金においても設備資金の使途確認を行い保険事故の抑止効果を促した。 イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 業務運営の検証委員会を毎年度開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等のリスク分担方策について、その導入効果の検証を行った。 中期目標期間における令和3年度の同委員会の結果は以下のとおり。 - 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、 ① 部分保証については、対象資金が主に負債整理資金に限られている、 ② ペナルティー方式については、融資機関の負担がわずかで有効性は限定的で、融資機関から「使い勝手が悪い」という意見がある など、様々な課題もあり、これを基金協会が個別に克服するのは困難なため、上記のとおり大口保険引受案件の事前協議について見直しを行った。 ○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、毎年度2～3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、理解が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-nou.html ○ 部分保証の引受実績は、513件（平成30年度～令和3年度累計）。 ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や現地協議の実施	積極的な取組を行えるようにし、また、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生に一定の効果を発揮している大口保険保証引受事前協議に、引受条件等内部基準を設定し、令和4年4月1日から適用することとした。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －
--	--	--	---	--

			○ 毎年7月末までに、保証保険については、のべ132基金協会から、要管理特定事前協議被保証者のべ595者（平成30年度～令和3年度累計）の財務状況等を踏まえた期中管理方針の報告を受け、また、融資保険については、のべ25融資機関から、全貸付先のべ53者（平成30年度～令和3年度累計）の直近の財務状況等の報告を受け、保険引受案件の状況検証を行った。この結果、期中管理の改善を求める事案はなかった。 ○ 現地協議等を実施したのべ28基金協会（平成30年度～令和3年度累計）において、要管理特定事前協議被保証者のうち経営不振に陥っている先の現況や基金協会の対応状況を確認した。 ◇ 上記ア～ウの取組に加え、保険事故率の低減に向けた取組として、最近の大口保険事故事例を中心に、 1. 保証（保険）事故までの経緯 2. 保証（保険）引受けに問題はなかったか 3. 事故の予兆はなかったか 4. 予兆に対して適切な措置は取られたか 等について、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を整理したカルテを作成し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行っている。 また、令和2年度からこのカルテを活用したウェブ勉強会を計7回、のべ9基金協会と開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行った。 ◇ また、令和2年度には基金協会の要請を踏まえて各基金協会が行う保険事故率の低減に向けた取組に対する助成事業の見直しを行い、大口保証先の情報収集・管理に要する経費や審査能力向上のための資格取得に要する経費など幅広く助成事業の対象とした。 これにより、要員不足等の制約から十分な活動が行えない基金協会が、限られた要員の中でも各々の実態等に応じて柔軟に取組を展開できるようになり、令和2年度以降は同事業を活用して、 ① 個人信用情報機関への照会等の信用調査 ② 融資機関同行巡回 ③ 早期延滞解消等のための3者協議 などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A

<評定に至った理由>

本項目は定量評価項目であり、保険事故率の目標値の達成度合が120%以上であることから、「A」評価が妥当である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

-

<その他事項>

-

5. その他参考情報

-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(4)	農業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	2,722	2,395	2,681	1,911	2,097		
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収実績の進捗管理実施回数	年8回以上	8回	10回	9回	8回	8回		
現地協議の実施先数	年8先以上	7回	8回	8回	(※1) 6回	14回		
会議・研修の開催回数	年1回以上	1回	1回	1回	(※2) 0回	(※4) 0回		
農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数	年3回以上	3回	3回	3回	(※3) 0回	(※5) 0回		
大口求償債務者の現況調査の実施回数	年1回以上	1回	1回	1回	1回	1回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収実績の進捗管理状況、現地協議実施状況、会議・研修等開催状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上 <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 大口求償債務者や固定化している求償権の回収見込額・回収原資の状況及び回収方針について、のべ36基金協会（平成30年度～令和3年度累計）と対面又はウェブによる協議を実施した。令和2年度はコロナ禍で現地協議ができず、ウェブへの切り替えに時間を要したため、予定先数を下回った（※1）が、3年度には、カルテを活用したウェブ勉強会にあわせて求償権の回収向上についても協議を行い、実施先数を増やした。 ○ 事業計画における回収納付額が5千万円以上の基金協会を対象に内容照会を毎年度行い、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ○ 各基金協会の回収納付事業計画額と納付実績額との対比を毎年度行い、対面又はウェブによる協議等を利用して進捗管理を行った。 ○ 求償権の回収向上に資するため、平成30年10月及び令和元年10月に基金協会向けの研修会を開催した。令和2年度以降は、コロナ禍で開催を中止した（※2、4）が、代替措置等として、2年度には書面による求償権管理回収事例に対する弁護士の法務相談を、3年度には信用基金のホームページ内の会員専用ページ掲載によるサービス者を有効活用した求償権管理回収事例の紹介及びウェブによる事務手続に関する説明会を実施した。 ○ 基金協会の各地区において開催される管理・回収会議に出席し、求償権の回収促進	<自己評価> 評定：A 回収実績の進捗管理や基金協会との協議を着実に実施した。令和2年度以降は、コロナ禍で対面による協議等の実施が困難となったため、書面、ウェブ会議システム等を活用して可能な限り協議を実施した。 これらに加えて、令和2年度には基金協会に対する助成事業の見直しを行い、同事業を活用してサービスへの回収委託、コンビニ収納代行サービスの利用、回収専門員の設置な

		求償権の回収向上に向けて、回収実績の進捗管理、基金協会との現地協議等の取組は行われているか	を依頼した。令和２年度以降はコロナ禍で書面による開催や開催そのものが見送り又は中止となった（※３、５）ため、基金協会から「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握し、回収見込のある案件について、基金協会とのウェブによる協議等を通じて、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ○ 令和２年度から、基金協会の要請を踏まえて、基金協会が行う求償権の管理・回収の取組に対する助成事業の見直しを行い、外部委託を活用した効率的な求償権の管理・回収の取組に要する経費など幅広く助成事業の対象とした。 これにより、要員不足等の制約から十分な活動が行えない基金協会が、限られた要員の中でも各々の実態等に応じて柔軟に取組を展開できるようになり、令和２年度以降は同事業を活用して、 ① 強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施 ② サービサー回収委託 ③ 弁護士への依頼 ④ コンビニ収納代行サービス ⑤ 回収専門員の設置 などの求償権の管理・回収の取組強化が行われた。	どの効率的な求償権の管理・回収の取組が各基金協会の実態等に応じて強化された。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Ａとする。 <課題と対応> －
--	--	--	---	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収に資する取組として、令和２年度以降、法人が独自に、各基金協会が行う求償活動への助成事業（例えば、サービサーへの回収委託や弁護士への依頼を実施する際に助成）に取り組んでいることから、「Ａ」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(5)	農業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年2回以上	2回	2回	2回	5回	4回		
農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回		
銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	1回	3回	5回	0回	0回		
農業信用基金協会との情報・意見交換回数	年5回以上	34回	35回	27回	15回	31回		
相談窓口の開設回数	－	－	4回	6回	7回	12回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	<主要な業務実績> ○ 利用者に対するアンケートや意見募集を、以下のとおり13回（平成30年度～令和3年度累計）行った。 ① 基金協会に対して、 ・ 基金協会の保証利用の現状・動向を把握するための調査（2回） ・ 代弁回収に関するサービスの利用実態と基金へのニーズを把握するための調査（1回） ・ 融資機関と保証機関の適正なリスク分担について、今後の取扱いの検討に関する調査（1回） ・ 令和2年度から導入した農業者の信用リスクに応じた保険料率に伴う基金協会の保証料率の改定状況調査（1回） ・ 農家経済安定資金及び農家生活改善資金の保証上限額の実態調査（1回） ・ 農業経営構造の変化等を踏まえた農業信用保証保険の対応の考え方に係る意見募集（2回） ・ 農業プロパー資金保証引受審査時のチェック方法に関する調査（1回） ② 農協及び銀行等融資機関に対して、 ・ 保証保険制度や農業融資に対する意識等を把握するための調査（2回） ③ 基金協会及び融資機関に対して、 ・ 事故率が高い特定資金（公庫転貸資金、畜特資金）の融資実態調査（2回） ○ 制度に関する利用者のニーズを把握する等のため、以下のとおり137回（平成30年度～令和3年度累計）の意見交換等を行った。 ① 農業者等及び銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等（29回）	<自己評価> 評定：B 制度に関する調査・意見募集・情報交換を通じて利用者のニーズを把握するとともに、災害発生時等には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応しており、中期目標を達成すると見込まれることから、Bとする。 <課題と対応> －

	以上 - 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 - 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 - 相談窓口の開設回数	<評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	農業法人協会、中央畜産会、融資機関の全国団体等と幅広く意見交換を行った。 ② 基金協会（108回） 基金協会の各地区ブロック会議、全国常務者会議、全国代表者会議等において意見交換を行った。 このうち第1－1－(3)保険事故率の低減に向けた取組として、ガイドラインを設定するに当たっては、令和3年6月の全国常務者会議での説明以降、全ての基金協会を対象にした意見募集を行うとともに、複数回意見交換を行った基金協会を含めてのべ14基金協会と意見交換を行った。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（平成30年度～令和3年度累計29回）。	
--	--	---	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(6)	農業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回		
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
短期資金貸付審査	月3回(5のつく日)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月2回以上	毎月2回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期	(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上 <評価の視点>	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 大口保険引受案件の事前協議について審査の迅速化に資するよう、以下の見直しを行った。 - 平成30年4月より審査方法を見直し、資金使途、業績、返済能力等一定の要件を満たす場合に計画の実現可能性に係るヒアリングを省略することとした。 - 事前協議対象範囲について、 ① 平成30年10月から近代化資金等について、引受後保険価額残高1億円から2億円に引き上げた。 ② 令和元年8月から公庫資金（負債整理関係資金を除く）について、近代化資金等と合算で引受後保険価額残高5千万円から2億円に引き上げた。 ③ 令和2年4月から事故の発生するリスクが極めて低い状況にある肉用牛の肥育素牛導入育成資金については、所要の財務条件を満たす場合、また、事業性資金ではない農家住宅資金及び生活資金についても事前協議の対象外とした。 ○ 大口保険引受案件の事前協議において、信用基金の審査担当者が、令和4年4月より適用する「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」を踏まえた円滑な審査、一定水準以上の審査及び同一目線での審査を可能とするため「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を令和4年3月に制定し、事務処理の適正	<自己評価> 評定：A 標準処理期間内の事務処理を達成している。 保険料及び貸付金利息の徴収並びに貸付金の回収に関して、事務処理のミスが発生しているが適切な対処を行っている。 これらに加え、大口保険引受案件の事前協議について、利用者の手続面での負担の軽減に資するよう事前協議の対象範囲の見直しを行い審査の迅速化を図るとともに、審査事務の適

間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	1 回以上 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回（5のつく日） ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1 回以上	利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	化・迅速化に取り組んだ。 イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息について、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。 ○ なお、保険料及び貸付金利息の徴収並びに貸付金の回収に当たっては、請求・納入・回収の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行うよう努めたが、以下の事案が発生している。 ・ 融資保険に係る保険料請求事務において、引継ぎ不足等により、先方に事前に伝えていた保険料納入期限より1ヶ月早い納入期限を記載した保険料納入請求書を送付する事案が平成31年4月に発生した。 その後、先方に伝えていた納入期限を記載した請求書への差替えを行い、差替後の納入期限となる日に当該保険料が納入された。 再発防止策として、 ① 事務の引継ぎは複数の者に対して行うことを原則とし、特に契約に関する事務の引継ぎは管理職にも報告する、 ② 当該事案が発生した担当課において、情報共有すべき事項等を確認する課内打合せを毎週行う、 ③ 保険取扱要領における保険料納入期限に関する規定の明確化を行うこと、を講じ実行している。 ・ 長期資金の貸付と償還が同日である場合には、貸付額と償還元利金額との差引額で基金協会と入出金を行っているが、令和元年10月の基金協会への差引計算通知書について、確認不足等により、誤った内容の差引計算通知書を送付する事案が発生した。 その後、正しい差引計算通知書への差替えを行い、差替後の金額で入出金を実行した。 再発防止策として、 ① 複層的チェックを確実に行う、 ② 当該チェックの作業量が一時的に集中する場合には、事前に他部署に協力を依頼するなどチェック体制を確保する、 ③ エクセルファイル（差引計算通知書）の数式を単純化するとともに変更する際の注意書きを表示する、 ④ 経理課における確認を徹底する、 ことを講じ実行している。 さらに、本件を踏まえて、次回の長期資金の貸付け（令和2年10月）前に農業融資資金貸付要領を見直し、複数の貸付種別に手続きを行っていたところ、まとめて行うように改め、これにより必要書類の削減を行い、基金協会及び基金の事務処理手続きの簡素化に繋がった。 ○ この他、平成26年度に徴収すべき保険料について、保険料計算プログラムの不具合により未徴収の案件があることが令和元年度に判明した。	正化を図るため新たに「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を作成した。この取組により信用基金の業務の質的向上を図り、同マニュアルに基づき作成する評価シートを活用して基金協会と審査の着眼点について認識を共有することが可能となった。 これらのことから、中期目標を上回る水準の取組みを行ったことから、Aとする。 <課題と対応> —
--	---	--	--	--

			このため、令和2年度に、不具合のあった保険料計算プログラムが稼働していた平成23～28年度における未徴収案件の特定及びその未徴収金額の確定並びに未徴収保険料の徴収を行った。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価				
主務大臣による評価				
評価				A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、事務処理の適正化及び迅速化に資する取組として、法人が独自に、「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を策定し、各基金協会との間で当該マニュアルに基づく事務処理の標準化を行ったことにより、法人のみならず、各基金協会も含めた業務の効率化や質的向上に寄与する仕組みを構築したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -				

5. その他参考情報				
-				

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－2	林業信用保証業務

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
林業信用保証業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	(第1－2－(1) 参照)	予算額（千円）	12,631,226	13,564,838	11,905,538	11,702,685
(2) 適切な保証料率の設定	(第1－2－(2) 参照)	決算額（千円）	7,369,787	9,141,894	6,780,393	6,546,139
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	(第1－2－(3) 参照)	経常費用（千円）	1,061,724	1,316,065	1,173,205	593,633
(4) 求償権の管理・回収の取組	(第1－2－(4) 参照)	経常収支（千円）	△408,383	△482,880	△581,920	330,864
(5) 利用者のニーズの反映等	(第1－2－(5) 参照)	行政コスト（注）（千円）	485,402	1,316,105	1,175,101	593,633
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	(第1－2－(6) 参照)	従事人員数（人）	※110	※108	※110	※111
(7) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1－2－(7) 参照)	※期首の全体数				

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価			
中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価	
		業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1－2－(1) 参照) (2) 適切な保証料率の設定 (第1－2－(2) 参照) (3) 代位弁済率の低減に向けた取組 (第1－2－(3) 参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1－2－(4) 参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1－2－(5) 参照) (6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 (第1－2－(6) 参照) (7) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1－2－(7) 参照)	第1－2－(1)～(7)を参照。	同左	評定：A 5項目についてA、2項目についてBとしたことから、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 7つの小項目のうち、3項目でA、4項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目（（2）適切な保証料率の設定）でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。 （3項目×3点+4項目×2点+1項目×3点）／（7項目×2点+1項目×2点）=125.0% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目（（2）適切な保証料率の設定）については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－(1)		林業信用保証業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組						
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数	前年度実績 以上	1,047件 272億65百万円	1,008件 282億62百万円	1,045件 316億72百万円	932件 293億53百万円	709件 207億99百万円		令和2年度から、指標の件数の算式を「概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績」に変更。
保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率	前年度実績 以上	43.9% 460件 158億33百万円	43.6% 439件 170億17百万円	40.8% 426件 191億60百万円	39.7% 370件 174億39百万円	42.9% 304件 119億円		令和2年度から、指標の比率の算式を「概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績」に変更。
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況								
関係団体、都道府県への制度説明回数	年17回以上	30回	41回	40回	19回	20回		
融資機関への訪問による制度普及回数		135回	112回	95回	(167回)	(143回)		()書は、現地訪問以外の手法による制度普及回数。
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
			業務実績	自己評価				
2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 保証引受件数 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年17回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数	<主要な業務実績> ○ 制度の普及推進・利用促進のため、融資機関への説明を517回（平成30年度～令和3年度累計）実施した。また、林業・木材産業関係団体、都道府県への説明を120回（平成30年度～令和3年度累計）実施した。 ○ 融資機関等関係機関への説明は、平成30年度、令和元年度は、より普及効果の高い現地訪問を主体とし、林業信用保証への関心を示す地域に重点をおいて取り組んだ。令和2年度、令和3年度は、コロナ禍により現地訪問は見合わせたが、在京の中央団体への訪問や、ウェブ会議、説明資料配付、電話等の現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用して、コロナ禍においても制度の普及推進・利用促進が図られるよう取り組み、現地団体又は都道府県主催会議等の機会を捉えてウェブ会議に出席し又は説明資料を配付して制度説明を行った。また、電話により融資機関に対し、コロナ関係保証等の効果的な利用が図られるよう、制度の概要や手続の説明を行った。このほか、自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の影響に対応した保証引受開始の情報が広く周知できるよう、林業・木材産業や金融関係の業界紙に広告を行った。 ○ 保証引受件数は、平成30年度から令和3年度までの累計で3,694件（平均924件）となった。平成30年度、令和元年度は、新規・増額案件が前年度を上回り、引受件数は増加傾向となった。一方、コロナ禍以降の令和2年度、令和3年度は、保証引受は減少に転	<自己評価> 評定：B 制度の普及推進・利用促進のため、融資機関、林業・木材産業関係団体・都道府県への説明を積極的に実施した。林業信用保証への関心を示す地域に重点をおいて現地訪問するなど、一層の普及効果が得られるよう取り組んだ。コロナ禍においてもウェブ会議、電話等の手法を積極的かつ柔軟に活用し、機会を捉えて制度説明等を行った。				

【指標】 ○ 保証引受件数（直近5年の平均実績：1,260件） ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率（直近5年の平均実績：50%） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（制度説明回数等） <想定される外部要因> ・ 保証引受件数は、木材の需給動向等による林業・木材産業の設備投資や運転資金の借入額の変動のほか、融資機関によるプロパー融資の動向等に影響を受けるものであることから、評価において考慮するものとする。	【指標】 ○ 保証引受件数 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年17回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数	<評価の視点> 林業信用保証制度の普及推進及び利用促進、制度資金に係る保証利用促進に向けた取組が行われているか	じ、特に令和3年度は709件となり、前年度実績（886件：前年度実績×過去5年間の平均増減率）を大幅に下回った。保証引受額についても、令和元年までは増加傾向となったが、令和2年度、令和3年度は前年度実績を下回った。引受件数、引受額の減はコロナ禍の影響によるものと考えられる。なお、コロナ関係の保証引受実績は93件、26億74百万円となった。 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率は、平成30年度、令和元年度は前年度実績以下となったが、令和2年度、令和3年度は前年度実績（前年度実績×過去5年間の平均増減率）以上となった。	保証引受件数、引受額は、令和元年度までは増加傾向となった。令和2年度以降は前年度実績を下回り低位となっているが、これはコロナ禍の影響が大きいと考えられる。 制度資金の比率は、令和2年度、令和3年度は前年度実績以上となった。 以上を考慮すると、中期目標を概ね達成すると見込まれることから、Bとする。 <課題と対応> 森林・林業基本計画に掲げられている木材供給量・利用量の拡大の実現に向け、林業信用保証による林業者等の資金調達支援が的確に行えるよう、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、制度普及を一層効果的に推進する。
---	---	---	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－(2)		林業信用保証業務－適切な保証料率の設定						
2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	－	年0.20～1.80％ (8段階)	年0.20～1.80％ (8段階)	年0.20～1.80％ (8段階)	年0.20～1.80％ (8段階)	年0.20～1.80％ (8段階)	年0.20～1.80％ (8段階)	
制度資金（木材産業等高度化推進資金4倍協調等）	－	年0.15～1.35％ (8段階)	年0.15～1.35％ (8段階)	年0.15～1.35％ (8段階)	年0.15～1.35％ (8段階)	年0.15～1.35％ (8段階)	年0.15～1.35％ (8段階)	
制度資金（林業・木材産業改善資金等）	－	年0.10～0.90％ (8段階)	年0.10～0.90％ (8段階)	年0.10～0.90％ (8段階)	年0.10～0.90％ (8段階)	年0.10～0.90％ (8段階)		
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
			業務実績	自己評価				
(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。 ＜目標水準の考え方＞ ・ 保証料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保証料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 ・ 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか	<主要な業務実績> ○ 業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会における点検等を行い、適切な水準の保証料率を設定した。その結果は以下のとおり。 【平成30年度】 ○ 平成30年12月に開催した料率算定委員会において、業務収支から見た保証料率、政策性を踏まえた保証料率、被保証者の財務状況に応じた保証料率の3つの観点から点検を行った。その結果、 ・ 政府事業交付金を加味した業務収支は、おおむね均衡。 ・ 資金ごとの代位弁済リスクに大きな差異は見られない。 ・ 被保証者の財務状況に応じた8区分の保証料率については、①財務状況による8区分のうち下位4区分に格付される者の代位弁済リスクが高く、これらの者に政府事業交付金が充当、②金額規模について、政府事業交付金を加味すれば、収支均衡。 ・ 業界から保証料率の引下げを求める声もあるが、政府事業交付金を前提としての収支均衡を踏まえれば、引下げには慎重。 ・ 制度資金の保証料率を低く設定することは、政策効果の発揮の視点から相当。また、被保証者の財務状況等に応じた保証料率は、信用保証協会の保証料率とバランス。 以上のことから、現行の保証料率の体系を据え置くことが適当と判断した。 【令和元年度】 ○ 令和元年12月に料率算定委員会を開催し、業務収支から見た保証料率、政策性を踏まえた保証料率、被保証者の財務状況に応じた保証料率の3つの観点から点検を実施した。その結果は以下のとおり。 ・ 平成30年度は単年度で業務収支は均衡。	<自己評価> 評定：A 料率算定委員会において、毎年度、保証料率水準を点検し、適切な水準の保証料率を設定した。 加えて、保証料率の特例ルールやその運用について点検・検討を行い、令和3年10月に制度資金の優遇保証料率の運用や、個々の保証料率の当てはめを見直し、令和3年10月以降の保証引受に適用した。 さらに、料率設定の透明性を確保するため、平成30年度より、林業信用保証業務運営委員会において点検結果の説明・意見交換を行い、その内				

について不断の見直しを行うことが重要であるため。			・ 政策性を踏まえた資金ごとの代位弁済リスクは、概ね適切な状態。 ・ 被保証者の財務状況に応じた保証料率体系については、基本保証料率と代位弁済リスクとの乖離は縮小傾向。 ・ 林業・木材産業界からは、保証料率の引下げを求める声もあるが、現行の保証料率の体系は適切な状態にあると考えられる。 ・ 以上のことから、現行の保証料率の体系を据え置くことが適当と判断した。 【令和2年度】 ○ 令和3年1月に料率算定委員会を開催し、保証料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 ・ 業務収支全体の均衡が図られていることから、取りあえず、現行の保証料率水準を維持する。 ・ ただし、被保証者の財務状況等に応じた保証料率や制度資金の保証料率など個々には問題があるので、早急に見直しを検討する。 ・ その際、制度及び運用の透明性を確保する観点から、必要なものは公表する。 【令和3年度】 ○ 令和2年度の料率算定委員会における点検結果を踏まえ、保証料率について、従前の3区分を廃止し、制度資金に係る料率は年0.15%～1.35%、それ以外は年0.20%～1.80%の2区分とする見直しを行い、令和3年10月1日以降の保証引受に適用した。 ○ 令和3年度の料率算定委員会を令和3年12月に開催し、保証料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 ・ 昨年度の料率算定委員会において、保証料率の特例ルールやその運用について、早急に見直しを検討する必要があるとされたことを受け、制度資金の優遇保証料率の運用や、個々の保証料率の当てはめを見直し、着実に効果が現れている。 ・ こうした状況下で、まずは特例保証料率の適正化を進める。 ・ 業務収支全体の均衡が図られていることもあり、少なくとも特例保証料率の見直しが行われる令和4年度は、現行の保証料率で据え置くこととする。 ○ 料率設定の透明性を確保するため、平成30年度より、林業信用保証業務運営委員会において上記の料率算定委員会の結果を説明し、意見交換を行うとともに、その内容を信用基金ウェブサイトで公表した。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-rin.html	容を信用基金ウェブサイトで公表した。以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －
--------------------------	--	--	--	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、適切な保証料率の設定に資する取組として、優遇料率の縮小等の取組等を行ったことにより、今後、林業信用保証業務収支の長期的な均衡に向け一定の効果が期待できることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	A

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(3)	林業信用保証業務－代位弁済率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受累計額① (百万円)	－	148,427	28,262	59,935	89,287	110,087		
今期代位弁済額 ② (今期引き受けた案件のみ)(百万円)	－	1,670	158	316	487	583		
代位弁済率(②÷①)	中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下	1.13%	0.56%	0.53%	0.55%	0.53%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率（直近5年の平均実績：2.03%） <想定される外部要因> 代位弁済については、経済	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 代位弁済率の低減に向けて、適正な審査の実施、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせによる融資機関とのリスク分担等の取組は行われている	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和3年度までの4年間の代位弁済率は0.53%であり、現時点で定量的指標（2.03%以下）を達成している。 ア 保証審査協議会への付議及び融資機関との情報共有 ○ 適正な引受審査 新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査協議会に付議した結果、財務内容不良等による拒否・再協議等は、1,197件中30件（平成30年度～令和3年度累計）であった。 保証引受審査担当者が一定水準以上・同一目線での審査を円滑に行えるよう、令和3年10月に「債務保証審査マニュアル」を改正し、併せて審査効率化の観点から債務保証審査協議会への付議対象を特に財務内容が不良な先とする見直しを行った。（令和3年10月以降の拒否・再協議等：2件） ○ 融資機関との情報共有 引受審査時に融資機関から事案の内容や支援方針等を聴取する一方、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、審査に必要な情報を互いに共有した。 ○ 適切な期中管理等 - 実質管理案件について、管理表を作成し、半年ごとに融資機関を通じて収集した財務状況や借入金の返済状況等を確認するなど、適切に期中管理を行った。 - 経営状況が悪化した保証先について、専門家を交え事業再生計画の進捗等について議論する再生支援協議会等主催のバンクミーティングに出席又は取扱融資機関を通じてミーティング内容を把握した。（平成30年度～令和3年度累計68	<自己評価> 評定：A 中期目標期間中の代位弁済率は、令和3年度末で0.53%であり、定量的指標（2.03%）を達成する見込みである。 代位弁済率が抑制されるよう、適正な引受審査及び適切な期中管理を融資機関と適切に情報共有を行い確実に実施した。 保証割合について、代位弁済リスク軽減が期待される部分保証（80%保証）を原則とする見直しを行い、関係者への丁寧な説明を行いながら、令和3年10月以降の保証引受に適用した。その結果、部分保証の引受実績は

情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。			件)。融資機関協調支援の場合には保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理を行った。 ・ 事故の予見段階の手続・対応を整備することで、事故の発生防止等に資するよう、令和3年10月に「求償権等の管理マニュアル」を改正し、予見通知制度の重要性、具体的手続を整理して融資機関へ周知した。 イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 融資機関の責任を求めることにより代位弁済のリスク軽減が期待される部分保証（80%保証）や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進した。 部分保証の引受実績は1,576件、部分保証の案件の割合は42.6%（平成30年度～令和3年度累計）。 ○ 令和3年10月に、保証割合を原則80%とし、100%保証の対象は災害復旧等に必要な資金及び制度資金に係る保証とする見直しを行い、以降の保証引受に適用した。その結果、令和3年度の部分保証の引受実績は533件、部分保証の案件の割合は75.2%となり、前年度実績を大幅に上回った。（令和2年度：316件、33.9%） なお、既往債務についての上記見直しの適用は、個別に協議して決定することとしており、関係融資機関、被保証者に十分な説明ができるよう、通常の協議期間の概ね2倍の期間を設けて協議を行った。	大幅に伸長した。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －
--	--	--	---	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 本項目は定量評価項目であり、代位弁済率の目標値の達成度合が120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	A

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(4)	林業信用保証業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	269	281	157	217	134		
回収向上に向けた取組の実施状況								
全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回		
弁済が滞っている先への催告回数	年2回以上	3回	2回	3回	2回	3回		
債権回収業者との打合せ回数	年2回以上	2回	3回	2回	3回	2回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、求償権の回収方策等に関する検討会、弁済が滞っている先への催告等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 全求償権の回収方策等に関する検討 全求償権先における回収の進捗状況を確認するため、回収方策等に関する検討会を半期毎に毎年度2回、累計8回（平成30年度～令和3年度累計）開催した。回収の進まない先に対して、催告書の送付、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行った。 ○ 弁済が滞っている先への催告 弁済が滞っている先、及び、弁済があってもその額が弁済能力に比して低調な先を対象に催告書を毎年度2回以上、累計10回、のべ145先（平成30年度～令和3年度累計）に送付して、弁済の開始、再開又は増額を促進した。 ○ 債権回収業者との打合せ 債権回収業者に委託した求償権先における回収の進捗状況を確認するため、債権回収業者と打合せを毎年度2回以上、累計10回（平成30年度～令和3年度累計）行い、回収方策等の必要な措置を指示した。 ○ 法的手続の実施 保証債務等履行請求訴訟、不動産競売申立など法的手続（平成30年度～令和3年度累計25件）を実施した。 ○ 上記に加え、現地訪問及び面談を行って、債務者の現況に応じた回収方策を検討し、回収向上に向けた取組を強化した（平成30年度～令和元年度累計13先。令和2年度以降コロナ禍により一時中断中）。	<自己評価> 評定：A 求償権の回収向上に向け、定期的に、全求償権先における回収方策等に関する検討会を開催し、債権回収業者との打合せを行って、回収の進捗状況を確認し、回収の進まない先に対する回収方策を見直した。また、催告書の送付、法的手続に着手に取り組んだ。加えて、現地訪問・面談を実施し、債務者の現況に応じた回収方策を検討し、回収向上に向けた取組を強化した。以上の回収促進策を的確に実施した結果、回収が進み、求償債務は

			○ 以上の回収促進策を的確に実施し回収に尽力した結果、回収が進み、中期目標期間期首の平成30年度当初時点で203件、40億円あった求償債務は、令和3年度末現在、149件、24億円と大幅に減少した。	大幅に減少した。 以上のとおり、中期目標の水準を上回る取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> -
--	--	--	---	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(5)	林業信用保証業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象としたアンケート調査回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回		
都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	4回	5回	2回	6回	5回		
相談窓口の開設回数	－	6回	8回	6回	7回	8回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成30年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第46条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 林業・木材産業者の資金調達の状況、林業信用保証制度の認知度、利用に係るニーズ等を把握するためのアンケート調査を毎年度2回、累計8回（平成30年度～令和3年度）実施した。 ○ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換を、以下のとおり、18回（平成30年度～令和3年度累計）行った。 ・ 都道府県林業信用保証担当者会議を開催し、制度資金に係る都道府県の認定計画への対応状況把握等の情報交換を実施（6回）。 ・ 都道府県ごとに木材関係団体等に委嘱している相談員を対象とした会議を開催し、各地の林業者等のニーズ把握などの情報交換を実施（1回）。 ・ 在京の中央団体への訪問やウェブ会議等により、都道府県、林業・木材産業関係団体等とコロナウイルス感染症の影響下での制度利用、林業信用保証制度の運用、普及等について情報・意見交換を実施（11回）。 ○ アンケート調査や情報・意見交換を通じて把握した意見等を踏まえ、資金需要等が見込まれる地域の把握や効果的な情報発信手法の検討を行い、制度普及に活用した。 ○ 出資に関する制度改正について、平成30年度に出資持分の払戻しが可能な全出資者へ通知するとともに、基金ウェブサイト等で周知を行った。払い戻しの希望のあった988者に対し、7億15百万円の払い戻しを遅滞なく行った（平成30年度～令和3年度累計）。 ○ 森林経営管理法に基づく経営改善発達に係る制度周知を、以下により、321回（令和元年度～令和3年度累計）行った。 ・ 関係団体、都道府県庁、事業者等を訪問し、制度説明を行った（298回）。 ・ 林野庁主催の研修等の機会を捉え説明資料の配付を行った（13回）。	<自己評価> 評定：B 林業・木材産業者への調査や林業・木材産業関係団体、都道府県等との情報・意見交換等を通じてニーズを把握するとともに、基金法改正に基づく出資持分の払戻し、森林経営管理法に基づく経営改善発達に係る制度周知に取り組んだ。発災時等には相談窓口を開設して対応しており、中期目標を達成すると見込まれることから、Bとする。 <課題と対応> －

	以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数		・ 経営管理実施権を設定した市町村に対し、説明資料を送付した（10回）。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（平成30年度～令和3年度累計29回）。	
--	---	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	B

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(6)	林業信用保証業務－林業者等の将来性等を考慮した債務保証

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。 <目標水準の考え方> 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成30年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。 このため、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成30年度から実施し、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアル整備に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 中期目標期間の最終年度までのマニュアル整備、本格導入に向け、平成30年度より、林業者等の将来性等を考慮した債務保証の考え方、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定に係る検討を進め、下記のとおり取り組んだ。 - 林業・木材産業への起業を支援する観点から、これまでは決算書がないために保証の対象外であった新規創業者に対し、新たに将来性評価の導入によって保証対象とできるようにする仕組みについて整理し、その保証引受の試行を令和2年7月から開始した。 - 上記の取組を進める中で、他産業を営む者で新たに林業・木材産業に参入する者については、既往事業の財務諸表を有する点において上記の新規創業者とは異なり、別の取扱いが必要であることが明らかになった。 上記実状を踏まえ、他産業から林業・木材産業への参入による新分野進出を支援し林業就業者の拡大を図る観点から、そのような取組を行う者について、新規創業者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、その保証引受の試行を令和3年10月から新たに開始した。 - 令和2年度からの保証引受の試行結果（令和2年度～令和3年度の累計11件）や職員の審査能力向上の取組の成果を踏まえ、将来性評価マニュアルを整備し、令和4年度下半期の早い段階で本格導入の見込み。 ○ 上記の将来性評価の導入に向けた検討状況については、令和3年9月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-rin.html	<自己評価> 評定：A 林業者等の将来性等を考慮した債務保証の考え方、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定に係る検討を着実に進め、令和2年度には新規創業者に対する保証引受の試行を開始した。 加えて、上記の取組を進める中で、別の取扱いが必要であることが明らかになった新分野進出者についても、中期目標期間中に、新規創業者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、その保証引受の試行を令和3年度に開始するという、より積極的な取組を行った。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。

				<課題と対応> -
--	--	--	--	--------------

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価				
-----------	--	--	--	--

評価				A
----	--	--	--	---

<評価に至った理由>

中期目標及び中期計画に掲げた林業者等の将来性等を評価した債務保証の本格導入に向け、決算書のない新規創業者を対象とした審査手法の検討・試行を行った。その上で、林業就業者の拡大を図る観点から、新規創業者とは実情の異なる異業種からの新規参入者（新分野進出者）を対象とすることについて、法人が独自に検討した結果、新規創業者とは区分して将来性評価を導入することとし、新分野進出者に対する保証引受の試行を開始したことから、「A」評価が妥当である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

-

<その他事項>

-

5. その他参考情報

-				
---	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(7)	林業信用保証業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	1回	1回	2回	2回	2回		
標準処理期間内の処理								
保証審査	7日	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
代位弁済	135日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
出資持分の払戻し	30日			100.0%	100.0%	100.0%		
貸付審査	3日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
担当部署及び会計部署における点検実施件数	－	1,616件	1,562件	1,558件	1,380件	1,177件		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性	<主な定量的指標>なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数 <評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行わ	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、業務処理方法について点検し、必要に応じ見直しを行った。主な取組は以下のとおり。 - 出資持分払戻しに係る申請手続の効率化を図るため、令和元年10月に申請書類を簡素化した。 - 保証引受審査の実状を点検し、結果を踏まえ、信用基金の保証引受審査担当者が、マニュアルの活用により一定水準以上・同一目線での審査を円滑に行えるよう、令和3年10月に、「債務保証審査マニュアル」を改正した。また、毎年度定期的に点検を行い、必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続して点検及び見直しが行われるよう措置した。 - 債権管理に関する業務処理状況を点検し、令和3年10月に、「求償権等の管理マニュアル」を改正して事故通知接受の手続・対応等を整備し、事務の効率化を図った。また、毎年度定期的に点検を行い、必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続して点検及び見直しが行われるよう措置した。 ○ 令和3年12月に、新たに基金内に林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、上記の「債務保証審査マニュアル」、「求償権等の管理マニュアル」の点検及び見直しの取組を含め、林業信用保証業務の実施に係る点検等を行う体制を強化した。 上記の業務運営の検証委員会の結果については、透明性確保のため、令和4年3月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-rin.html	<自己評価> 評定：A 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、業務処理方法について点検及び見直しを行っている。加えて、令和3年度に、新たに林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、業務の実施に係る点検等を行う体制を強化するとともに、その結果を林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換し、信用基金ウェブサイトで公表することにより、透明性を確保する、というより積極的な取組を行った。

実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し30日 (エ) 貸付審査 3日 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数	れているか	イ 標準処理期間内の事務処理 ○ 事務は、台帳等で進捗を管理することにより迅速な処理に努め、標準処理期間内に全て処理を行なった。 ウ 保証料や貸付金の確実な徴収 ○ 保証料について、担当部署及び会計部署のそれぞれの部署が把握している金額を担当部署の複数の職員が突合し、正確性の点検を行い、定められた納入期日までに確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	また、標準処理期間内の事務処理の達成、保証料や貸付金の徴収を確実に行った。 以上のとおり、中期目標の水準を上回る取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －
--	--	--------------	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	B

5. その他参考情報
－

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－3	漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
漁業信用保険業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1－3－(1) 参照)	予算額（千円）	21,135,435	16,486,441	20,501,229	16,502,420
(2) 保険事故率の低減に向けた取組	(第1－3－(2) 参照)	決算額（千円）	17,700,590	14,158,642	16,990,016	13,246,931
(3) 求償権の管理・回収の取組	(第1－3－(3) 参照)	経常費用（千円）	1,697,033	1,895,445	1,402,419	1,301,863
(4) 利用者のニーズの反映等	(第1－3－(4) 参照)	経常収支（千円）	2,760,632	842,921	899,594	1,107,251
(5) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1－3－(5) 参照)	行政コスト（注）（千円）	△1,750,245	1,895,467	1,404,412	1,301,863
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価			
中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価	
		業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1－3－(1) 参照) (2) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1－3－(2) 参照) (3) 求償権の管理・回収の取組 (第1－3－(3) 参照) (4) 利用者のニーズの反映等 (第1－3－(4) 参照) (5) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1－3－(5) 参照)	第1－3－(1)～(5)を参照。	同左	評定：A 3項目についてA、2項目についてBとしたことから、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 5つの小項目のうち、3項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。 （3項目×3点+2項目×2点+1項目×3点）／（5項目×2点+1項目×2点）=133.3% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(1)	漁業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金								
	20トン以上	－	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	
	その他	－	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	
事業資金								
	20トン以上	－	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	
	その他	－	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 <目標水準の考え方> - 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保険料は、保険事業を継続	3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか	<主要な業務実績> ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し - 料率算定委員会を毎年度開催し、保険料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 - 平成30年度～令和3年度のいずれの年度においても、現行の保険料率の見直しを据置くことが適当との結論となったため、第4期中期目標期間において保険料率の見直しは行わなかった。 - 令和2年度の料率算定委員会においては、近年、災害による影響が大きくなっていること、全国漁業信用基金協会の一部の支所から、信用基金に対し、災害特例保険料率の創設について要望があったこと、全国漁業信用基金協会の一部の支所では独自に被災漁業者等に対する保証料率の引き下げを行っていることから、災害特例保険料率を設定することが必要との結論が出され、災害特例料率の設定（通常保険料率から5割～6割程度引き下げ）に係る業務方法書の改正については、令和3年3月26日に主務省の認可を受けた。（令和3年4月1日より施行） - 令和3年度の料率算定委員会においては、2年度の保険料率算定委員会において、引受や残高が減少し、理論値保険料率の算出が困難となっており、かつ、資金の性格に類似性のある資金（一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及び経営安定資金、事業資金のうち旧債整理資金）について、資金等種類区分を大きくくり化することが適当としたことを受け「経営維持資金」として料率区分を統合し、料率を設定した（基金協会・支所によっては、従来の保証料率との関係で支障が生じる可能性もあることから、1年間経過措置を設定。）。 - また、沿岸漁業改善資金において、地方分権一括法において、転貸融資方式を導入し、同方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする旨の改正がなされ、信用基金において保険料率を新たに設定することに係る業務方法書の改正については、令和4年3月25日に	<自己評価> 評定：A 保険収支、漁業者の経営状況、漁業者間の事故率等を勘案して適切な保険料率を設定した。 これに加え、被災漁業者の漁業経営の再建を図るための資金について、新たに保険料率を5～6割程度引き下げる災害特例料率を導入した。 また、沿岸漁業改善資金の料率設定においては、地方自治体からの要望を踏まえ、漁業者の負担を最小限に抑える観点から、漁業近代化資金と同等の料率を設定した。さらに、従来の保険料率区分のままだ、今後、理

的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。			主務省の認可を受けた（令和４年４月１日より施行）。 ○ 上記の料率算定委員会の結果については、漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html イ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率に２分の１を乗じて得た利率を、引き続き適用した。	論値の算出が不可能となり兼ねない状況であった負債整理関係資金について、将来の引受に悪影響が生じないよう経営維持資金を創設し、漁業経営の存続に係る負債整理資金に関する本見直しを積極的に行った。これらは、中期目標・中期計画で定められた事項ではなく、信用基金が積極的に取り組んだことであり、中期目標を上回る水準の取組であることからＡとする。 <課題と対応> －
---	--	--	--	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、被災漁業者の漁業経営の再建を図るための資金について、通常より５割～６割程度引き下げた災害特例料率を令和２年度に導入し、４年度も継続見込である。 本見直しは、被災漁業者の経営改善に資する取組であり、かつ、漁業信用保険部門の収支均衡にも配慮して行われたことから、「Ａ」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	A
5. その他参考情報	
－	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(2)	漁業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	－	383,754	76,797	150,921	244,015	313,158		
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み) (百万円)	－	2,482	－	47	268	704		
保険事故率 (②÷①)	中期目標期間中 の保険事故率： 0.95%以下	0.65%	－	0.03%	0.11%	0.22%		

※30年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「－」で表記。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、情報の共有等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和3年度までの4年間の事故率は0.22%であり、現時点で定量的指標（0.95%以下）を達成している。 ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議0件（平成30年度～令和3年度累計） ・ 大口保険引受案件の事前協議284件の全件（平成30年度～令和3年度累計） ・ 大口保険金請求案件の事前協議70件の全件（平成30年度～令和3年度累計） ・ 近年の漁業信用保険業務においては、事故率が低位で推移しているが、国内の漁業をめぐる経営環境は、自然災害、国際情勢などの影響を受け、不安定な状況となっていることから、大口保険引受案件の事前協議について、当基金及び基金協会の現行体制の中でいかにすれば有効に機能するかという観点から、 1. リスクが高いと思われる資金に係る事前協議対象範囲の拡大 2. 相対的にリスクが低いと思われる資金にかかる事前協議対象範囲の緩和 3. 経営良好（直近3ヶ年収支平均が黒字であること、繰越欠損金がないこと）かつ総合償還計画が妥当と判断できる場合、これらの確認書類を報告することで事前協議に代えることができるとしている「大口事前協議の特例」について、上記条件に該当するか否かの確認の徹底 を内容とする事前協議の対象範囲を見直し、令和3年1月から実施した。 ・ 大口代位弁済の事前協議について、より適切な期中管理を促し、着実に事故率の低減を図る観点から、令和3年12月に、協議の対象を現行「代位弁済の総額が5,000万円以上」から「保険金額の総額が3,000万円以上」に見直し、令和4年1月から実施した。	<自己評価> 評定：A 中期目標期間中の保険事故率は、令和3年度末で0.22%であり、定量的指標（0.95%以下）を達成する見込みである。 保険事故率が抑制されるよう、漁業信用基金協会とともに大口の保険金請求案件の事前協議や、保険引受審査・保険金支払審査等に係る情報共有・意見交換等を着実に実施したことに加え、直接的に保険事故等の抑制に繋がる新たな助成事業を創設したこと、これに加え、制度の安定的・継続的な運営

毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保険者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近10年の平均実績：0.95%） <想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	毎年度検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保険者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下		イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 業務運営の検証委員会を毎年度開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果等の検証を行い、以下の結論を得た。 ・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、協会が個別に取組を拡大して行くには限界がある。 ・ 近年の保険金支払は低水準にあるが、漁業を巡る情勢は、継続的な不漁やコロナ禍により不安定な状況にあることを勘案すると、今後、事故の増加も懸念される。 ・ 制度を安定的・継続的に運営していくためには、保険事故率低減のため、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要があるものと考えられ、その対応案については次のとおり整理した。 ①設備資金と比べ事故率が高く、無担保で融資されているケースが多い運転資金の保証引受に当たって、正常な運転資金の範囲の考え方を基準として示し、その範囲内で保証を引き受けるべき ②関係者が一体となって適正な期中管理に取り組むべき ・ 以上の整理に基づき、令和4年4月から取組を実施。 ○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整 ○ 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実にを行った。 ○ 令和3年度からは、代位弁済事前協議又は保険金支払審査の結果、期中管理等に改善の余地のある事案については、「申送り」を作成、基金協会へ発出し、以後の改善を促すとともに、今後の保険引受審査の参考となるよう引受部門に対し当該事案の共有を行った。 ○ 求償権の回収促進のため求償権残高を有する（償却済み案件を除く）38協会・支所ごとの回収目標額に係る個別協議を実施する際に、求償権を有する基金協会から、代位弁済の発生見込みや現地の水産事情について、併せて把握した。 ○ 令和2年度より、最近の事故事例に基づき、 1. 代位弁済（保険金支払）までの経緯 2. 保証（保険）引受に問題がなかったか 3. 事故の予兆がなかったか 4. 予兆に対して適切な措置はとられたか 等について、振り返り（点検・検証）を行い、その上で、引受審査から期中管理の段階まで、今後の留意すべき事項を整理した事故事例を作成し、信用基金ホームページに新たに設置された関係者専用ホームページに掲載することにより、基金協会に提供した。	のための保険事故率低減のため、融資機関と基金協会、信用基金が適切なリスク分担を図る観点から、期中管理や引受けに関して、融資機関、基金協会、信用基金がどのように取り組むべきかを考え、関係者とも積極的かつ丁寧に意見交換を行うよう整理したこと、これらの考え方に基づく取組を令和4年4月から実施する体制を整えたことから、保険事故率低減に資することが期待される。これはこれまでにない新たな取組であることから、Aとする。 <課題と対応> —
--	--	--	--	---

			○ 保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう新たな助成事業を令和２年から実施した。本助成事業により、協会・支所において WEB 会議に対応した PC 等のインフラ整備を行いコロナ禍でも求償債務者との面談を行うなど、事故率を低減させるための取組が進んだ。 これにより、令和２年度以降、基金協会においては同事業を活用して、 ①個人信用情報機関への照会等の信用調査 ②融資機関同行巡回 ③担当職員の資質向上のための研修 などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 本項目は定量評価項目であり、保険事故率の目標値の達成度合が120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(3)	漁業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	770	678	596	656	562		
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回		
求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率	87%以上	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況等）	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 回収見込調査は毎年度2回実施した。 ○ 基金協会・支所から提出された「求償権分類管理表」に基づき、求償権回収方針や求償債務者の現況について、求償権を有する全ての基金協会・支所と個別協議を実施した（平成30年度～令和3年度の個別協議実施率100%）。このうち、各年度の上半期の回収実績の進捗率が低かったのべ37基金協会・支所（平成30年度～令和3年度）について、下半期に個別協議を実施した。 ○ 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、令和2年度から基金協会に対する助成事業を実施し、同助成事業の活用によって、協会においては、弁護士との積極的な活用により求償権の管理・回収に係る法的手続きを促進する等、回収向上に向けた取組が行われた。これにより、令和2年度以降、基金協会においては同事業を活用して、 ①強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施 ②弁護士の積極的な活用 ③回収専門員の臨時雇用 ④管理・回収のためのインフラ整備（現地交渉のためのタブレット購入、WEB環境整備）など、求償権の管理強化・回収向上のための取組強化が行われた。 ○ 令和2年度には、求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、効果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、当基金のホームページに令和2年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供した。	<自己評価> 評定：A 回収向上のため回収実績の進捗管理や基金協会との個別協議を着実にに行ったことに加え、新たに基金協会の回収率の向上に繋がるよう回収事例の整理・提供（優良な回収事例の共有）を行ったこと、また、令和2年度に創設した助成事業において、その活用実績についての横展開を積極的に行い、基金協会において、その事例を参考として、信用基金からの助成金を活用し、弁護士の積極的な活用等、求償権回収促進のための取組みを強化した。 以上のとおり、中期

				目標を上回る水準の取組みを行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －
--	--	--	--	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収の促進に資する取組として、法人が独自に、各基金協会の求償活動に対する助成事業（例えば、回収専門員の臨時雇用や弁護士への依頼等を実施する際に助成）に取り組んだことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(4)	漁業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回		
漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数	年7回以上	－	7回	8回	22回	19回		
現地水産関係団体との情報・意見交換回数	年3回以上	－	5回	3回	1回 ※	4回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、業務処理方法についての点検及び見直しを図るため、利用者へのアンケートによる意見募集を4回（平成30年度～令和3年度累計）行った。 利用者へのアンケートを踏まえ、平成30年度においては、大口保険引受の事前協議の事務手続きの簡素化や保証保険契約申込書の添付書類の簡素化を図った（平成31年4月より実施）。令和2年度及び3年度においては、融資機関との適切なリスク分担について、期中管理や引受けに関して、融資機関、基金協会、信用基金がどのように取り組むべきか議論を行いつつ整理し、その考え方に基づく取組を、令和4年4月から実施する体制を整えた。 ○ 基金協会の各地区ブロック会議等において意見交換を56回（平成30年度～令和3年度累計）行った。また、現地水産関係団体等を訪問し幅広く意見交換を13回（平成30年度～令和3年度累計。ウェブ会議を含む。）行った。令和2年度及び3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、現地水産関係団体等の訪問は行えなかったが、ウェブ会議による意見交換を5回行った（※：令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により指標を下回る実績となったが、基金協会や融資機関等関係機関との情報・意見交換は例年以上に実施することにより現地の状況を聴取する等した。）。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（平成30年度～令和3年度累計26回）。	<自己評価> 評定：B 利用者へのアンケートによりニーズを把握するとともに、漁業信用保証保険制度の普及推進・利用促進に取り組んだ。また、災害発生時等には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。 <課題と対応> －

	上			
--	---	--	--	--

4. 主務大臣による評価				
主務大臣による評価				
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。				B
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -				
<その他事項> -				

5. その他参考情報				
-				

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－3－(5)		漁業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化						
2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回		
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
短期資金貸付審査	8日	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上		
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
			業務実績	自己評価				
(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上 <評価の視点> 利用者の手続面での負	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 令和元年度から3年度において、公文書の発出にかかる事務処理が適切に行われなかった事案等が発生したが、都度、再発防止策を講じることにより、適切な事務処理の実施を図った。 ○ 直近の令和3年度においては、当初保証保険契約の「漁業保証保険契約証書」において、契約資金別内訳の記載漏れ事案が発覚した。 事案原因は、保証保険契約締結に係る事務手続きが年度末の繁忙期と重なり、確認を怠ったことにより発生したものであり、再発防止策として、「決裁文書事務処理ミス防止マニュアル」を制定し、①決裁文書の起案から施行までのスケジュール管理、②チェックシートを作成しチェック実施の見える化、③決裁に必要な資料の整理等を定めた。また、漁業保証保険取扱要領に規定する様式の簡略化等を行うことにより、再発防止を図った。 イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。	<自己評価> 評定：B 公文書の発出に係る事務処理が適切に行われなかった事案等があったが、適切な処理を行うとともに、再発防止策を講じた。 上記を踏まえ、概ね計画が達成されていることから、Bとする。 <課題と対応> －				

<目標水準の考え方> - 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 - なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	直の実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 （ア）保険通知の処理・保険料徴収 37日 （イ）保険金支払審査 25日 （ウ）納付回収金の収納 29日 （エ）貸付審査 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	
---	---	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報	
-	

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	農業保険関係業務

2. 主要な経年データ							
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
農業保険関係業務			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）
（１） 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第１－４－（１）参照）		予算額（千円）	117,321,504	161,344,943	161,352,705	161,350,000	
（２） 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 （第１－４－（２）参照）		決算額（千円）	403,700	1,015,949	1,552,774	14,758	
		経常費用（千円）	14,187	14,585	12,903	16,641	
		経常収支（千円）	5,575	177	△617	△2,910	
		行政コスト（注）（千円）	△5,549	14,630	14,381	16,641	
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価			
中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価	
		業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第1－4－（1）参照） (2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 （第1－4－（2）参照）	第1－4－（1）及び（2）を参照。	同左	評定：B 2項目についてBとしたことから、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 2つの小項目のうち、2項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。 （2項目×2点／2項目×2点）＝100％ ※算定にあたっては、評定毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(1)	農業保険関係業務－農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10回	18回	19回	15回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況	4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実 NOSA I イン트라ネットに、以下の情報を掲載した。 ① 農業保険関係業務の概要（毎年度） ② 農業共済組合等の財務状況調査結果（毎年度） ③ 貸付金利の変更（延べ53回） ④ 農業経営収入保険制度の導入等に伴う変更後の貸付取扱要領（平成30年度） ○ 全国会長会議等の全国会議において、農業保険関係業務の業務実績等について説明した。 ○ NOSA I イン트라ネットを活用して、利用者から意見募集を行った。	<自己評価> 評定：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	B

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(2)	農業保険関係業務－共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ア 民間金融機関から融資を受けるよう促進 ○ NOSAIイントラネットや、全国会長会議等の全国会議を通じて、共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促した。 ○ 共済団体に対し、災害等により被災した農業者に対する共済金の支払いに必要な資金の貸付けを9回（平成30年度～令和3年度累計）行った。 いずれの貸付けについても、 ・ 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか ・ 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入れを行うこととした理由 を内容とする調書を徴求した。 ○ 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 イ 適切な水準の貸付金利の設定 ○ 貸付金利について、農業共済団体等にとって過大な負担にならないよう、市中金利と同程度の水準（借入申込み期間に相当する全銀協日本円TIBORレートに、一定の率を上乗せ）とし、0.198～0.286%の水準に設定した。 ウ 貸付金及び貸付金利息の確実な回収 ○ 貸付金及び貸付金利息について、定められた期日どおりに全額回収した。	<自己評価> 評定：B 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> —

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	B
5. その他参考情報	
-	

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	漁業災害補償関係業務

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
漁業災害補償関係業務			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）
(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第1－5－（1）参照）		予算額（千円）	28,431,756	28,428,508	28,440,045	30,560,625
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 （第1－5－（2）参照）		決算額（千円）	14,149	17,120	15,528,058	67,230,227
		経常費用（千円）	9,703	15,988	20,295	21,382
		経常収支（千円）	△3,820	△9,952	△9,923	51,714
		行政コスト（注）（千円）	2,630	15,992	20,417	21,382
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価			
中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価	
		業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第1－5－（1）参照） (2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 （第1－5－（2）参照）	第1－5－（1）及び（2）を参照。	同左	評定：A 1項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	A
<評定に至った理由> 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。 （1項目×3点＋1項目2点）／（2項目×2点）＝125％ ※算定にあたっては、評定毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －	

<その他事項>

-

5. その他参考情報

-

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(1)	漁業災害補償関係業務－漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数	年1回以上	－	1回	2回	2回	2回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実 毎年度、当基金のホームページに掲載しているリーフレットを更新した。 利用者の利便性向上の観点から、諸規程の改正などについて当基金のホームページに関係者専用ページを設置して掲載した。 また、利用者等に対し情報提供の充実を図る観点から、業務統計年報をホームページ上に掲載した。 https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html ○ 漁業災害補償関係業務運営委員会を利用して各県域における漁業の被害状況等についての意見交換を行い、業務運営の参考とした。	<自己評価> 評定：B 利用者等の立場に立って、自ら情報提供の充実を図ったことから、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B

<評定に至った理由>

中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

-

<その他事項>

-

5. その他参考情報

-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(2)	漁業災害補償関係業務－共済団体に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	－	－	－	－	100%	100%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ○ 共済団体に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促したが、市中銀行等からの借入れに要する時間や借入金額についてスムーズな対応が困難であることから、令和2年度より信用基金が貸付けを行うことになった。事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ○ 貸付金利については、令和2年度及び3年度に検証を行った結果、信用基金が貸付原資を調達するに当たっての金融機関の貸出コスト等から全銀協日本円 TIBOR レートに0.35%上乗せした利率とすることが適切と判断した。 ○ 令和2年度及び3年度において、多くの魚種で共済金の支払いが続き、この共済金支払い原資に充てるための信用基金から共済団体への貸付け及び信用基金の貸付資金調達のための民間金融機関からの借入れが多額となったことから、令和3年度に信用基金において、業務方法書に定める貸付限度額の変更、中期計画における借入限度について、通則法第45条第1項のただし書による限度額超過の認可申請を行うことにより、共済団体に対する貸付けに影響が出ないよう対応を行った。 ○ 貸付金及び貸付金利息については、共済団体から定められた期日に回収した。	<自己評価> 評定：A 不漁の継続や、新型コロナウイルス感染症の影響による多くの魚種における需要減退及び価格低迷により、第4期中期目標や中期計画の策定時において想定していなかった規模の漁業共済による支払いが生じることとなり、国が漁業共済団体に支払うべき保険金の支払不足が生じたが、信用基金から漁業共済団体に多額の貸付けを実施することにより漁業者への共済金の支払いが滞りなく行われた。また、令和3年度においては、貸付額及び借入額が業務方法書に定める貸付限度額及び中期計画に定める短期借入金の限度額を超過することが見込まれたため、資金ニーズの動向を

				適切に見極め、速やかに貸付限度額の変更、短期借入金の限度額超過の認可申請を行った（貸付限度額（漁業共済組合連合会について166億円から270億円）、短期借入金の限度額（110億円から227億円））。この結果、共済団体に対する貸付けができなくなる事態が避けられ、共済団体から漁業者に対する速やかな共済金の支払いを実現した。このように第4期中期目標・中期計画期間においては、外部から支払い財源を円滑に確保しつつ（令和2年度52億円、令和3年度140億円）、中期計画での想定を大きく上回る貸付けを主務省への必要な認可申請手続きも含めて滞りなく行って貸付業務を実施（令和2年度101億円、令和3年度188億円）することにより、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に想定を上回り大きく貢献したことから、Aとする。 <課題と対応> －
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、令和２年度及び令和３年度について、魚価の大幅な下落（新型コロナウイルス感染症拡大の影響）や深刻な不漁により、想定を上回る規模の漁業共済金の支払が必要となり、支払財源の国庫負担分が一時的に不足する事態となったところ、法人が主体的に民間金融機関から資金を調達し、これを漁業共済団体に貸し付ける取組を行った。このことにより、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に貢献したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	